

+ さがら

2006
2月
第308号

Sagara 広報



「鬼は一そと！福はーうち！」

(四浦保育所のまめまき)



村有施設使用料等の改定	P2
トピックス	P5
保健福祉のひろば	P8
お知らせ	P12
カレンダー	P17
ふるさと館案内	P18

発行日/平成18年2月23日

編集・発行/熊本県球磨郡相良村企画課

TEL 0966-35-1030

ホームページURL <http://www.vill.sagara.lg.jp/>

シンボル ●村花/福寿草 ●村木/茶の木 ●村鳥/セキレイ

平成18年4月1日から 村有施設の使用料が変わります

また、使用申請の窓口も変更となります。

相良村行政改革推進委員会からの答申を受け、施設利用者負担の原則を柱に協議検討を行い、この度、条例及び規則、管理内容について大幅な見直しを行いました。これにより、使用料の値上げ及びこれまで無料であった団体等であっても使用料の負担をしていただくこととなります。皆様のご理解ご協力をお願いします。

使用料が改定される施設は

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------|
| 1. 相良村総合体育館 | 6. 相良村運動公園 | 以上10施設です。 |
| 2. 上四浦集落センター | 7. 相良村立学校施設 | |
| 3. ふるさと館 | 8. 相良村構造改善センター | |
| 4. 相良村生涯学習センター | 9. 相良村畜産研修センター | |
| 5. 相良村弓道場 | 10. 相良村林業総合センター | |

【施設使用料について】

●相良村総合体育館

(アリーナ)

区 分	使用基礎額	
バドミントン1面 ビーチボールバレー1面	1時間当たり	200円
バレーボール1面	1時間当たり	600円
バスケットボール1面	1時間当たり	1,200円
全面	1時間当たり	1,800円

備考

- (1)アリーナで照明を使用する場合には、左記使用料にバドミントンコートを基準として1面1時間当たり100円加算する。
- (2)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収しない場合は、左記金額の10割増しをした額。
- (3)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収する場合は、左記金額に最高入場料(税込み)の100倍加算した額。

(トレーニング室・ジョギングコース)

区 分	使用基礎額		
トレーニング室 (中学生以上)	個人使用券	一人2時間当たり	300円
	回数券	11枚綴り1冊につき	3,000円
ジョギングコース	一人2時間当たり		100円
	他施設併用の場合		無料

備考

- (1)使用時間が2時間に満たない場合でも2時間とみなす。

(ミーティング室・研修室・会議室)

区 分	使用基礎額		
ミーティング室	1時間当たり	入場料等徴収なし	400円
		入場料等徴収あり	800円
1階研修室(武道場) 第2・第3・第4	1時間当たり	入場料等徴収なし	500円
		入場料等徴収あり	1,000円
3階会議室 第5・第6・第7	1時間当たり	入場料等徴収なし	400円
		入場料等徴収あり	800円

備考

- (1)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収しない場合は、左記金額の10割増しをした額。
- (2)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収する場合は、左記金額に最高入場料(税込み)の100倍加算した額。

●相良村上四浦集落センター

区 分	使用基礎額		
和室	1時間当たり	入場料等徴収なし	500円
		入場料等徴収あり	1,000円
調理実習室	1時間当たり	入場料等徴収なし	400円
		入場料等徴収あり	800円
多目的ホール	片面（バドミントン等） 1時間当たり	入場料等徴収なし	200円
		入場料等徴収あり	400円
	全面（バレーボール等） 1時間当たり	入場料等徴収なし	400円
		入場料等徴収あり	800円

備考

- (1)多目的ホールで照明を使用する場合には、左記使用料に1時間当たり200円加算する。
- (2)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収しない場合は、左記金額の10割増しをした額。
- (3)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収する場合は、左記金額に最高入場料（税込み）の100倍加算した額。

●ふるさと館

区 分	使用基礎額		
多目的ホール	1時間当たり	入場料等徴収なし	500円
		入場料等徴収あり	1,000円
展示室	1時間当たり	入場料等徴収なし	500円
		入場料等徴収あり	1,000円

備考

- (1)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収しない場合は、左記金額の10割増しをした額。
- (2)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収する場合は、左記金額に最高入場料（税込み）の100倍加算した額。

●相良村生涯学習センター

区 分	使用基礎額		
研修室 1室当たり	1時間当たり	入場料等徴収なし	400円
		入場料等徴収あり	800円
体育館	片面（バレーボール1面 ・バドミントン1面） 1時間当たり	入場料等徴収なし	200円
		入場料等徴収あり	400円
	全面（バレーボール2面 ・バドミントン2面） 1時間当たり	入場料等徴収なし	400円
		入場料等徴収あり	800円

備考

- (1)体育館で照明を使用する場合には、左記使用料に1時間当たり200円加算する。
- (2)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収しない場合は、左記金額の10割増しをした額。
- (3)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収する場合は、左記金額に最高入場料（税込み）の100倍加算した額。

●相良村弓道場

区 分	使用基礎額	
全面使用	1時間当たり	200円
一部専用	1時間当たり	100円
個人使用	1時間当たり	50円

備考

- (1)中学生以下による専用使用の場合は、左記金額の額の2分の1とする。
- (2)一部専用とは、施設の面積の2分の1以下の部分を使用する場合をいう。
- (3)使用時間が1時間に満たない場合でも、1時間とみなす。



●相良村運動公園

区 分	使用基礎額	
ソフトコート1面当たり	1時間当たり	240円
ソフトコート2面当たり	1時間当たり	480円
ソフトコート3面当たり	1時間当たり	720円
ソフトコート4面当たり（全面）	1時間当たり	960円
夜間照明	1時間当たり	1,200円

●相良中学校・南小学校・北小学校

区 分	使用基礎額	
バドミントン1面・ ビーチボールバレー1面	1時間当たり	200円
バレーボール1面（片面）	1時間当たり	400円
バレーボール2面（全面）	1時間当たり	800円

備 考

(1)照明を使用する場合には、左記使用料に1時間当たり200円加算する。

(2)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収しない場合は、左記金額の10割増しをした額。

(3)営利を目的として使用する場合で、入場料等を徴収する場合は、左記金額に最高入場料（税込み）の100倍加算した額。

●相良村構造改善センター

区 分		使用基礎額	
室内運動場	バドミントン・ビーチボールバレー（1面当たり）	1時間当たり	200円
	全面	1時間当たり	400円
小研修室		1時間当たり	500円
調理実習室		1時間当たり	400円
照明料（屋内運動場のみ）		1時間当たり	200円

●相良村畜産研修センター

区 分	使用基礎額	
大会議室	1時間当たり	200円
和 室	1時間当たり	100円
品評会場	1時間当たり	100円

●相良村林業総合センター

区 分		使用基礎額	
室内運動場	バドミントン・ ビーチボールバレー（1面当たり）	1時間当たり	200円
	全面	1時間当たり	400円
小研修室		1時間当たり	500円
調理実習室		1時間当たり	400円
照明料（屋内運動場のみ）		1時間当たり	200円

施設使用申請 窓口について

※村有施設を使用する場合の申請窓口は、一括して**教育委員会**（総合体育館1階）で受付けます。

※鍵の借用方法については、これまでと同じです。

※詳しくは、教育委員会（35-0090）までお尋ねください。

なお、平成18年3月31日までは、これまでの担当課（産業振興課又は教育委員会）において使用許可手続きを行います。



優勝！十島区く村民駅伝大会く

1月15日(日)第28回目
の村民駅伝大会が実施され
ました。

アップテニス横を出発
し、総合体育館駐車場を
ゴールとする周回コースに
17チームが参加しました。
昨年4位の十島チームが
逆転優勝しました。また、



優勝した十島チームのみなさん

ゴール付近の熱い戦いの末、
永江が昨年と同じ第2位、上
川上が第3位でした。

成績は次のとおり(敬称略)

《総合順位》

- 優勝 十島(46分20秒)
- 第2位 永江(47分23秒)
- 第3位 上川上(47分24秒)
- 第4位 新村(47分33秒)
- 第5位 松馬場(48分22秒)

《区間賞》

- 1区(1・07km) 3分56秒
上田薫乃(永江)
- 2区(1・33km) 4分59秒
戸田美咲(上川上)
- 3区(1・65km) 5分13秒
中村真央(松葉)
- 4区(1・07km) 3分37秒
上田大輝(永江)
- 5区(1・33km) 4分06秒
生田敦士(中央)
- 6区(1・65km) 5分09秒
濱崎明彦(新村)
- 7区(1・07km) 3分39秒
宮原 渉(上園)
- 8区(1・33km) 4分17秒
西村 晟(十島)

新嶋勇喜(新村)
9区(2・72km) 8分25秒
杉枝真二(十島)

《特別賞》

- ▽10回出場
宮原康貴(上川上)
- 松本有城(上園)
- 川邊 力(朝迫)
- 高畠純一(平原)
- 井福和博(井沢)
- ▽15回出場
宮田真一郎(上川上)
- 上村善照(十島)
- ▽低年齢者賞
(男) 高田浩貴(初神)
(女) 皐月彩乃(朝迫)
- ▽高年齢者賞
濱崎明彦(新村)
- ▽ファミリー賞
宮原裕規・拓也・康輔
(上川上)
- ▽躍進賞
中村真二・真央・智大(松葉)
- 上川上区
前年7位↓本年3位へ
- 松葉区
前年12位↓本年8位へ
- 十島区
前年4位↓本年1位へ



一斉にスタートする1区の小学生女子



後はよろしく！上川上の選手

優勝！ 青年団駅伝大会

2月5日(日)第36回球
磨郡町村対抗青年団駅伝大
会が開催され、相良村から
は、相良村A・Bの2チー
ムが参加しました。

オープン参加も含めて、
8町村13チームが参加。相
良村Aチームは周囲を笑わ
せる仮装をしながらも、総
合タイム1時間5分1秒の
タイムで見事優勝しまし
た。

その他、チームでは、「イ
ンパクト賞」、「タイムピッ
タリ賞」を受賞し、個人で
は、竹松宏文さんが、「区
間賞」を取りました。



相良村青年団のみなさん

ニッポン食育フェアで牧山さんが発表

・つなげよう 食の知恵
・伝えよう 食の技

1月14・15日に東京国際フォーラムでニッポン食育フェアが開催されました。全国を7ブロックに分け九州代表として、相良村食生活改善推進員の牧山さんが、食育推進ボランティア活動の発表で、次のとおり報告されました。

「相良村協議会の保育園、小学校の親子料理教室、中学校全学年の地産地消の伝統料理教室、人吉支部事業として、県立球磨工業高等学校3年生20名への伝統料理教室地域活動への参画として、地域食育フォーラム、地域関係者との連携として人吉球磨地域食育座談会を食育担当大臣の棚橋康文大臣をお迎えして、食育基本法が施行されて、初めての座談会。又、地域産品の活用として、司厨士協会西日本支部から10名のプロのコックさんを迎えての畜産調理加工体験教室など、相良村食改の皆様、そして、人吉支部食改の皆様の協力の上に、食育は大人の義務であり、食育の基本は、家庭の食卓にあると思います。未来ある子供達が、心身共に健康に育つように、私達もできる限りのボランティア活動を展開したいと思います。私達は、ボランティア活動を楽しくやり、私達の活動を通して、食文化を守って行き、元気で笑顔をもって、頑張って行きます。私達は食育推進の実践者である事に誇りを持ち、活動していく事を宣言します。」



牧山規矩子さんの発表の様子

第16回織月城 少年剣道基本練成大会

1月29日人吉市スポーツパレスにおいて開催されました。この大会は、剣道の基本である、礼儀・着装・正しい打ち方等を5人1組の団体戦で競うもので、郡市内から36チームが出場。本大会には、相良南小学校から1チーム、相良南小学校の低・高学年からそれぞれ

1チームずつが出場し、中学校は見事初優勝！小学校高学年の部では2位の成績を収めました。子どもたちも、保護者も大喜びでした。



出場した選手のみなさん

十島菅原神社の防火訓練

1月26日は、聖徳太子ゆかりの法隆寺金堂壁画が消失した日(昭和24年)で、「文化財防火デー」に定められています。この日を中心に全国的に文化財防火運動を行い、ひいては地域住民の文化財愛護思想の高揚を目的としています。

本村では、1月29日(日)「第52回文化財防火デー」に伴い国指定重要文化財の

十島菅原神社において、約60名が参加して、防火訓練を実施。人吉下球磨消防組合による指導で、消防団による放水銃の訓練や地元住民によるバケツリレー・消火器による消火作業の訓練を行いました。



地元住民による素早い消火作業

熊本県茶品評会で 農林水産大臣賞など受賞

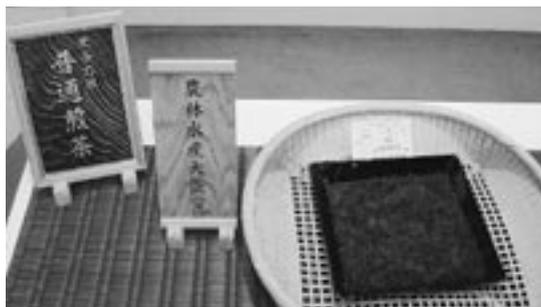
くまもと茶ブランド確立
対策協議会主催による平成
17年度熊本県茶品評会があ
り、煎茶11点、むし製玉緑
茶37点、かまいり製玉緑茶
33点、合計81点の出品があ
り（外観・水色・香気・滋
味）審査の結果、川上誠一
さんが荒茶の部で、農林水
産大臣賞・会長賞・熊本県
賞を受賞されました。茶園
の部では、天候による悪条
件の影響を最小限にとどめ
た努力により菅野隆一さん
が（社）日本茶業中央会会
長賞を受賞されました。



謝辞を述べる川上さん



大会の様子



受賞した川上さんの煎茶

熊本県統計功労者 農林水産大臣表彰を受賞



県知事の挨拶を聞く受賞者

2月8日（水）県庁地下
大会議室において平成17年
度熊本県統計功労者表彰式
が開催されました。
本村からは、農林業セン
サスで調査員としての功績
に対し、中村弘美さん（上
川下）が県知事より農林水
産大臣表彰の伝達を受けま
した。

統計調査のご協力ありがとうございました。

製造業を行われている事業者のみなさん。平成17年の工業
統計調査では、年末年始の大変お忙しい中、ご協力ありがと
うございました。

『地元学 人吉・球磨再発見』

球磨川大学 地元散策講座受講生募集

人吉・球磨の地域資源を見つめ直すことで、人吉・球磨のよ
さを再認識し、地元への愛情を深めていただくことを目的とし
た講座です。どなたでも参加できます。

○日時 3月11日（土）午前9時30分受付（午後4時30分閉校）

○受講料 1,000円（昼食代含む）

○集合場所 中小企業大学校

○コース 人吉市・錦町・あさぎり町（定員各コース10名）

【申込・問合せ先】

球磨川大学事務局（人吉青年会議所） ☎22・6888

相良村企画課 ☎35・1030

住宅火災による 死者数急増！

近年の住宅火災の死者数
は概ね横ばい又は微増傾向
にありましたが、平成15年
には昭和61年以来1,000人
を超え、さらに平成16年にも
連続して死者が1,000
人を超えるなど、最近では急
増しています。特に死者数
の過半数を高齢者が占めて
おり今後も高齢化の進展と
ともに増加するおそれがあ
ります。そこで死者の低減を
図ることを目的として、早
期に火災の煙を感知できる、
住宅用火災警報器の設置が
今後義務付けられます。

教育委員さんよろしく お願いします。

12月の議会において教育委
員会委員の同意がなされ1月
1日付けで、再任されました。

（敬称略）

東 千徳（人吉市）
川邊 高徳（松馬場）

役場人事異動

（ ）内は前職

▽産業振興課主事（保健福祉
課主事）黒木幸代

保健福祉のひろば

お問い合わせは
保健福祉課(直通)
☎ 35-1032

国保係-内線25 戸籍係-内線29
保健係・生活環境係-内線26
福祉係-内線24・28まで

国民年金 インフォメーション



国民年金保険料控除 証明書について

年末調整や確定申告する際に社会保険料控除として申告する場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は領収証書の添付や提示が義務付けられました。国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

平成16年分までの年末調整

や確定申告の手続きでは、納付した保険料を証明する書類の添付等はありませんでした。しかし、所得税法等の一部が改正され、平成17年分の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、一年間に納付した国民年金保険料を証明する書類の添付等が義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が先般送られたところですが、年の途中から国民年金に加入した場合など、その年の10月以降に初めて保険料を納付した方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

【問合せ先】 控除証明書専用ダイヤル
☎ 0570・00・9911
(平成18年3月17日までの平日9時から17時まで)

医療安全相談窓口を設置 しています。

○設置場所

〒868-8570

熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県健康福祉部地域医療推進課内(県庁新館3階)

☎ 096・383・7020

FAX 096・385・1754

電子メール

tiikiiryoun@pref.kumamoto.

lg.jp

○受付日 月曜日～金曜日

(休日を除く日)

○受付時間 9時～17時

○受付体制 医療安全相談員

及び地域医療推進課職員

○相談内容 医療に関する患者やその家族からの相談等

野生動物の生食にご用心!

2003年8月、兵庫県

において野生シカ肉の生食及び

2005年3月、福岡県にお

いて野生イノシシ肉の加熱不

十分が原因と思われるE型肝炎

炎ウイルス食中毒の事例が発

生しております。

E型肝炎ウイルスは、妊婦

や高齢者に感染すると劇症肝

炎を発症し、死亡する率が高

いという研究結果があること

から、妊婦及び高齢者は特に

野生動物の肉等を生で食べる

ことを控えるべきです。

また、野生動物が人獣共通感染症や食中毒の原因となる病原微生物、寄生虫類等を保有している可能性を常に念頭に置く必要があります。

詳しい内容のお問合せは、

人吉保健所または、厚生労働

省のホームページ「E型肝炎

Q&A」をご覧ください。

【問合せ先】

人吉保健所 ☎ 22・3107

食中毒に関すること

衛生予防課

感染症に関すること

保健予防課

厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.](http://www.mhlw.go.jp/2003/08/h0819-2a.html)

[go.jp/2003/08/h0819-2a.html](http://www.mhlw.go.jp/2003/08/h0819-2a.html)

献血の お願い



○期日 平成18年3月16日(木)

○場所及び受付時間

・国土交通省川辺川ダム砂防事務所
10時～12時30分

・相良村役場 14時～16時

*輸血用血液の安全性を確保するため本人確認を行っております。

免許証か保険証をお持ちください。

*英国に渡航された方はお申し出ください。

*献血手帳をお持ちの方は当日お持ちください。

皆様の暖かいご理解とご協力をお願いします。

【問合せ先】 役場保健福祉課 保健係
☎ 35-1032

豊かで健やかなシニアライフ（年金シニアライフセミナーのご案内）

- 日程 平成18年3月11日（土）
- 午後1時～
- 年金相談・健康相談
- 午後2時～
- セミナー
- ・豊かなシニアライフを過ごすために「家計プランの考え方」
- ・健康づくり「年齢に応じたからだの変化」
- ・退職後の社会保険
- 場所 人吉カルチャーパレス
- 参加対象者 社会保険委員もしくは厚生年金保険の被保険者及びその家族で、50歳以上年金受給前までの方（一般の方の参加も歓迎します）ご夫婦での参加をおすすめします。
- 参加費 無料
- 【問合せ先】 八代社会保険委員会事務局「八代社会保険事務所（担当 村上）」
- ☎0965・35・6115

「ひとり親家庭のくらしと法律」講演会開催のお知らせ

- 熊本市母子家庭等就業・自立支援センターに寄せられた多くの法律相談に共通する解決の糸口を、難解な法律の制度や用語ともども、センター相談担当弁護士がわかりやすく解説します。（入場無料）
- 日時 平成18年3月26日（日）1時30分～3時30分（予定）
- 場所 八代市新町4・1 やつしろハーモニーホール 大会議室
- 内容 多重債務の整理の方法と手続きを中心に、暮らしの中の法律問題について
- 講師 熊本県母子家庭等就業・自立支援センター特別相談事業特別相談員福岡法律事務所 弁護士
- 対象者 どなたでも参加できます。
- 申込手続き 不要
- その他 センターでは、法律問題や生活上の諸問題についての弁護士等の専門家による特別相談を実施しています。（事前に面接又は電話による予約が必要です。なお、

熊本市にお住まいの方は、熊本市母子福祉センターにご相談ください。）

【問合せ先】熊本県母子家庭等就業・自立支援センター

☎096・351・8777
県庁子ども家庭福祉課
☎096・333・2229

第3回親子ふれあいまつり

- 目的 県内各地域のひとり親家庭の親子・寡婦が一堂に会し、親子で楽しめる行事を母子会員が互いに協力しながら、親子ふれあいまつりを企画実施する事で、交流と親睦を深めるとともに、ひとり親家庭の組織力の重要性を認識し、今後の会活動をより魅力的にすることを目的に開催いたします。
- 日時 平成18年3月5日（日）10時～
- 会場 人吉市立第一中学校
- 参加者 ひとり親家庭の親子及び寡婦（熊本県市町村会議員・会員以外のひとり親家庭の親子（母子・父子・交通遺児）・母子寡婦福祉行政関係者・県民

【問合せ先】 役場保健福祉課 福祉係

法務大臣表彰

1月18日に元人権擁護委員の西一郎さん（四浦田代）が、委員活動に尽力されたとして、法務大臣からの感謝状の伝達を受けられました。

西さんは、平成8年10月から平成17年12月までの間、人権擁護委員として貢献されました。

人権擁護委員はあなたの相談相手です。

人権擁護委員の仕事は
・皆さんの人権が侵されないように監視すること
・もし、人権を侵された人がいた場合には、相談相手になって救済すること
・人々の間に正しい人権の考え方を広め、自由人権思想の啓発に努めること
などです。
人権擁護委員は、いつでもあなたの相談に応じてくれます。

新しい人権擁護委員に池井浩之さん（四浦東大谷）が法務大臣から委嘱されました。



【3月の小児科在宅当番医】

- 5日 堤病院附属九日町診療所（22-2251）
- 12日 公立多良木病院（42-2560）
- 19日 増田クリニック（22-3570）
- 21日 人吉総合病院（22-2191）
- 26日 やまむら医院（45-0005）

※受診される場合には、医療機関へ連絡してください。

福祉サービスの体系はこう変わります

サービスは、個々の障害のある人々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新（延長）が可能となります。

■福祉サービスに係る自立支援給付の体系

	現行サービス	新サービス		
居宅サービス	ホームヘルプ (身・知・児・精)	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	介護給付
	デイサービス (身・知・児・精)	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	
	ショートステイ (身・知・児・精)	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	
	グループホーム (知・精)	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	
施設サービス	重症心身障害児施設(児)	児童デイサービス	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います	介護給付
	療護施設(身)	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	更生施設 (身・知)	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	
	授産施設 (身・知・精)	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	訓練等給付
	福祉工場 (身・知・精)	障害者支援施設での夜間ケア等(施設入所支援)	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	通勤寮(知)	共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	
	福祉ホーム (身・知・精)	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います	
	生活訓練施設 (精)	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
		就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	
		共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	地域生活支援事業
		移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します	
		地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です	
		福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います	

(注) 表中の「身」は「身体障害者」、「知」は「知的障害者」、「精」は「精神障害者」、「児」は「障害児」のことです。

障害者が地域で安心して暮らせる 社会の実現をめざします

障害保健福祉施策は、平成 15 年度からノーマライゼーションの理念に基づいて導入された支援費制度により、飛躍的に充実しました。

しかし、次のような問題点が指摘されていました。

①身体障害・知的障害・精神障害といった障害種別ごとに縦割りでサービスが提供されており、施設・事業体系がわかりにくく使いにくいこと

②サービスの提供体制が不十分な地方自治体も多く、必要とする人々すべてにサービスが行き届いていない（地方自治体間の格差が大きい）こと

③支援費制度における国と地方自治体の費用負担のルールでは、増え続けるサービス利用のための財源を確保することが困難であること

こうした制度上の課題を解決するとともに、障害のある人々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

①障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）にかかわらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編

②障害のある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供

③サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実

④就労支援を抜本的に強化

⑤支給決定の仕組みを透明化、明確化

障害のある人々の自立を支えます。

利用者負担の しくみが 変わります。

（平成 18 年 4 月から）

利用者負担は、所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担の仕組み（1割の定率負担と所得に応じた月額上限の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3 障害共通した利用者負担の仕組みとなります。

定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

相良村メール配信システムについてのお知らせ

相良村の行政情報をパソコンや携帯電話に電子メールで配信するシステムを開始いたします。

メールによる情報配信は、利用者個人が希望する情報を、いち早く取得できる事に最大の利点があります。

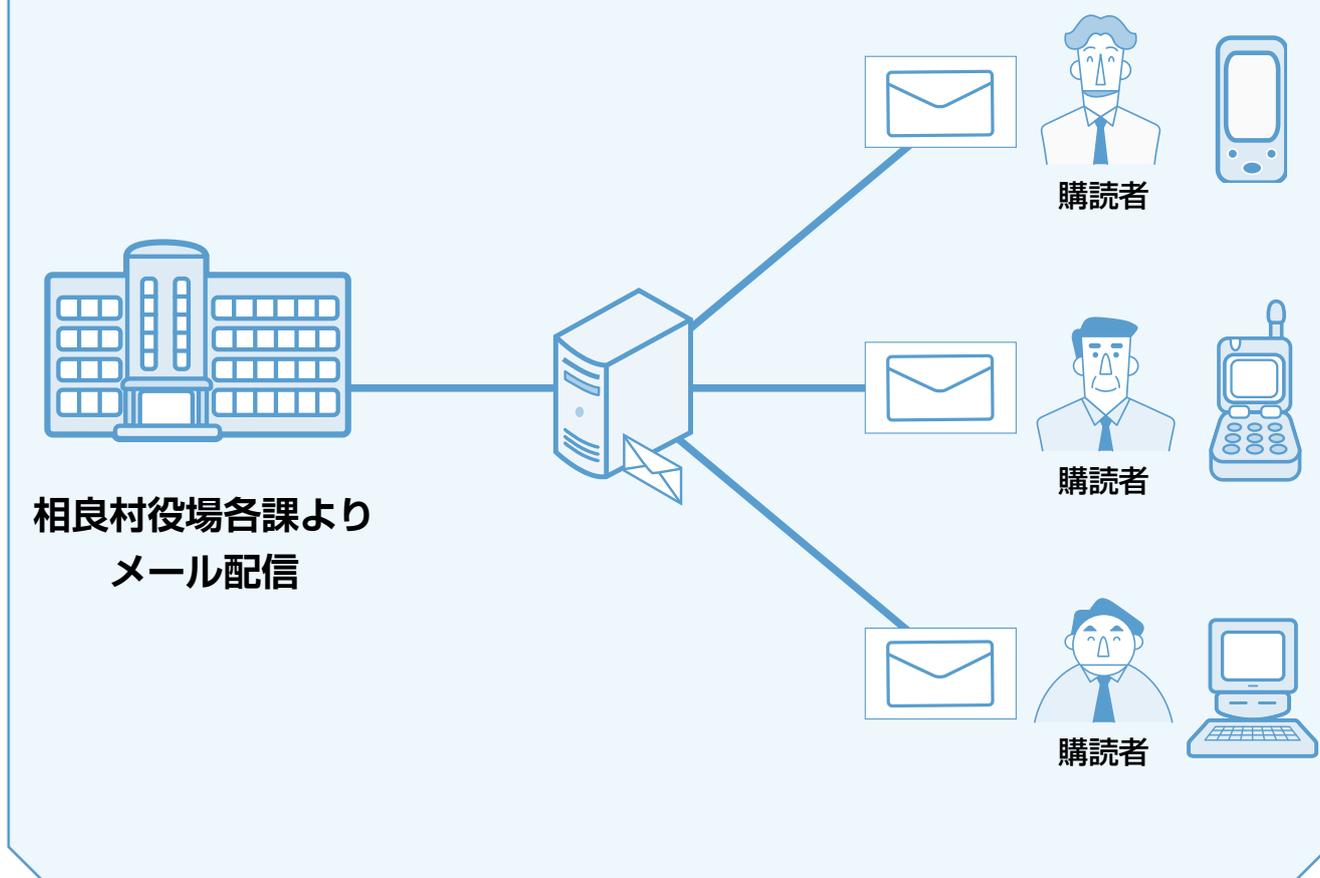
この利点を活用し、特に火災、防犯、災害、不審者情報等利用ニーズが高く、なおかつ緊急性を必要とする情報について特に有効な情報伝達手段になります。

登録は、相良村ホームページ又は携帯電話から行えます。

詳しくは相良村ホームページ (<http://www.vill.sagara.lg.jp>) をご覧いただくか、役場総務課までお問い合わせください。

相良村メール配信システムの流れ

役場各課より行政情報が配信されます



■相良村メール配信システムに関する問い合わせ

相良村役場総務課 (☎ 0966 - 35 - 0211 E-mail : soumu@vill.sagara.lg.jp)

携帯電話での登録方法

注意：登録を行う前に「info@vill.sagara.lg.jp」からのメールが受信できるようにメールの設定を行ってください。

URLを入力した後、文字化けする場合は機能ボタンから文字コード変換を行い「シフトJIS」を選択するか、正しく表示されるまで文字コード変換を行ってください。

 モードメニューから Internet を選択します。



URL 入力画面に「http://mailmg.vill.sagara.lg.jp」と入力します。

画面に従って進んでください。

 メニュー画面から EZweb を選択し URL ダイレクト入力を選択します。



URL 入力画面に「http://mailmg.vill.sagara.lg.jp」と入力します。

画面に従って進んでください。

 メニュー画面からウェブを選択しインターネットアクセスを選択します。



URL 入力画面に「http://mailmg.vill.sagara.lg.jp」と入力します。

画面に従って進んでください。

QR コード



携帯電話の QR コード読み取り用アプリケーションを起動し、接写モードで垂直になるよう撮影します。

表示された URL を選択すると該当ページに、URL をタイプすることなく簡単にアクセス可能です。

※バーコードはバーコード認識機能がある機種でのみご利用できます。

※バーコードの操作方法は機種により異なります。

お知らせ

所得税の確定申告は自分で書いてお早めに

平成17年分の所得税の確定申告は、平成18年2月16日(木)からはじまります。

申告期限は3月15日(水)ですが、期限間近になりますと申告書記載会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことにもなりかねません。

確定申告書は「所得税の確定申告書の手引き」を参考に記載していただくか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) の「確定申告書等作成コーナー」で簡単に作成できますので是非ご利用いただき、お早めに申告と納税をお済ませください。確定申告書の提出は郵送等でも結構です。

なお、事業所得、不動産所得又は山林所得のある白色申告者の方は、確定申告書に「収支内訳書」を添付することが

義務付けられていますから御注意ください。

詳しいことは、最寄の税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

(注) 個人事業者の方の消費税及び地方消費税の確定申告と納付の期限は、3月31日(金)です。

【問合せ先】 人吉税務署

☎0966・23・2311

税務相談室八代分室

☎0966・22・3736

生衛業経営相談室開設のご案内

売上の伸び悩みや、資金繰りに苦労している方、店舗建替・改装・移転・支店増設予定の方、事業の見直しや、新しく事業を始める方、また、税金・帳簿で苦労している方等に朗報！

日頃、営業の中での問題点、経営のあり方、方針等お悩みの方は専門スタッフが相談(相談料無料)にお答えします。是非ご相談ください。

○相談内容

・経営全般、特に店舗等の経営診断、分析及び経営情報の提供。

・資金需要に対する国民生活

金融公庫の利用方法。

・国税(相続・贈与税等)、地方税及び帳簿等の記帳方法。

○対象者

・生活衛生関係業者又は開業予定の方。

(飲食関係営業、食肉販売、理容、美容、旅館ホテル、公衆浴場、クリーニング、映画館)

○相談回答指導者

税理士、指導センター経営指導員

○日時 平成18年3月6日(月) 10時～15時

○場所 人吉保健所

☎22・3108

生衛融資

(国民生活金融公庫)

融資利率

生衛組合の方

年0.95%

生衛組合員外の方

年1.85%

平成17年12月9日現在

国の事業ローン、有利な固定、長期の利用を!

指導センターは、生活衛生

生関係業者者の経営の改善、健全な発展等を支援する公的機関です。

【問合せ先】(財)熊本県生活

衛生営業指導センター

熊本市白山1-4-9 末永ビル2F

☎096・362・360

<http://www.seiei.or.jp/kumamoto>

平成18年度「国有林モニター」の募集

○依頼内容

・国有林に関するアンケートへの回答(年4回程度)

・アンケート時に国有林に関するご意見やご提言などの報告

・国有林モニター会議への出席(年1回程度、希望者のみ)

○依頼期間

・平成18年4月～平成19年3月の1年間

○応募資格

・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県及び沖縄県にお住まいの国有林に関心を有する成人

(ただし、国会及び地方議会の議員、地方公共団体の長及び常勤の国家公務員は除く)

○募集人員 64名

○応募方法
・官製ハガキ又は封筒に必要な事項を記入の上、九州森林

管理局企画調整室国有林モニター担当までご応募ください。

○必要事項

・氏名(ふりがな)、性別、生年月日、年齢、職業、住所(郵便番号)、電話番号

・国有林モニターを知ったきっかけ(具体的に記入)
・国有林モニターに応募する理由(100字程度)

○募集期限

・平成18年3月10日(金)(当日消印有効)

○選考結果

・応募状況によっては抽選による選考。

【応募先・問合せ先】

〒860・0081

熊本市京町本丁2番7号

九州森林管理局企画調整室

国有林モニター担当

☎050・3160・6606

096・328・3512

あなたの技能を証明しませんか？ 平成18年度(前期)技能検定のお知らせ

技能検定は、働く人々の技能を検定し、国として証明する技能の国家検定制度です。

個人の能力の証明として、

また企業における人材育成の手段として様々な職種で活用されています。本年度も熊本県については1級～3級の区分に応じ「機械加工」や「塗装」など33職種(予定)に亘って前期技能検定を次により実施します。

○受験申請受付

平成18年4月4日(火)～

4月14日(金)

○実技試験

平成18年6月12日(月)～

9月10日(日)

○学科試験

平成18年7月30日(日) ☆

8月20日(日)

8月27日(日)

9月3日(日)

○合格発表

平成18年8月28日(月) ☆

10月3日(火)

☆は金属熱処理を除く、3級職種が対象

(注)熊本県で実施予定の職種については予めお問合せください。また、職種により試験日は異なります。(実施日程については6月中旬に決定いたします)

【問合せ先】

〒862・0950

熊本市水前寺6丁目5・19
熊本県職業能力開発協会
技能検定課
☎096・384・1711

危険物取扱者及び消防設備士免状の写真は、交付日から10年以内ごとの書換えが危険物の規制に関する政令等で義務付けられています。書換え期限の過ぎた免状をお持ちの方は、至急書換え手続きをしてください。

○また、免状を紛失されている方も至急再交付手続きをしてください。

【問合せ先】
〒862・0976 熊本市
九品寺一丁目11番4号 熊本県教育会館内
(財)消防試験研究センター
熊本県支部

☎096・364・5005 及び
096・364・7610

悪質商法に注意!!

4

相談事例1

訪問販売

(悪いサビをいいサビに変える活水器)

[相談者] 54歳 自営・自由業

[概要] 自宅では井戸水を使っている。業者は井戸の配管を見せて欲しいと来た。気になっていたので見せるとクリーニングを勧められ、今なら安くなると言うので受けた。機械に自宅から引いた水を通し洗ったところ、大量のサビらしきものが出てきた。業者はこれ以上サビないようにと活水器の勧誘を始め、活水器をつけると悪いサビをいいサビに変える、管をきれいにしたばかりだから今しないとイケない、今なら安くなると言われ契約した。業者を信用していいか。

[処理結果] 業者の信用性及び活水器の効果・効能については不明だが、点検商法、販売目的を告げずに近よってきてなどの問題点について説明。契約書面を受領して8日以内ならクーリングオフ可能な事を伝え、冷静に判断するよう助言。

【問合せ先】

熊本県消費生活センター ☎096-354-4835

相談事例2

訪問販売

(新聞折込広告を見て電話をしたら)

[相談者] 73歳 男性 無職

[概要] 訪問販売で妻が、高額な深海に生息する魚のエキスを使った健康食品を契約した。妻は手が痺れる持病を持っており、新聞の折込広告を見てこの健康食品に興味をもち業者に連絡した。業者は訪れて説明したいといい訪問してきた。少ししか買う気は無かったが業者から10本は飲まないと効果は無いと言われ、1本50400円の健康食品10本購入した。業者が試飲のためと言い1本開封しているが、解約できるか。

[処理結果] クーリングオフを助言。また、販売員が開封した分は誘導開封にあたるので、その分の費用も負担する必要はないと伝えた。

相良村役場総務課 ☎35-0211 (代)

公共職業訓練受講生 募集「ビジネスキャ リア科」

独立行政法人 雇用・能力
開発機構熊本センターでは、
4月開始の公共職業訓練実施
に伴い、受講生を募集しま
す。今回は、若年者向けの
コースとなります。

公共職業安定所に求職申込
をした離職者の方々に対し
て、再就職に有利になるよう
各地域の専門学校等を利用し
て職業訓練を実施し、これか
ら就こうしている職業に必要
な知識・技能を習得できるよ
う応援をしています。なお、
入学金、受講料は無料です
が、テキスト代、資格取得の
費用は必要となります。

- 募集期間 平成18年2月8
日～3月7日
- 若年者コース 高卒、大卒
等の未就職者及び35歳以下の
方で、公共職業安定所に求職
申込されている離職者の方。
- 定員 20名
- 訓練期間 平成18年4月6
日～8月28日
- 訓練会場 有限会社 シス
テムランド
- 人吉市上薩摩瀬町1472-1
- 【申込・問合せ先】 ハロー
ワーク磨

☎0966・24・8609
独立行政法人 雇用・能力開
発機構熊本センター 委託訓
練係
☎096・386・5102

職業訓練生募集

建設・建築関係で働く人
の技能習得と向上、そして2
級・1級の技能士を目指す18
年度の訓練生を募集します。

- 訓練科名
- ・木造建築科 ……3名程度
- ・型枠施工科 ……3名程度
- ・配管科 ……3名程度

- 訓練期間 2カ年
- 訓練日と日数
毎週土曜日と一部金曜日 年
間63日
- 申込期限 18年3月末

【問合せ先】
職業訓練法人 人吉球磨能力
開発センター
☎22・2475

パソコン講座 受講生募集

働く人のパソコン講座応用
コースを開催します。

- 日程 平成18年4月、5
月、6月の各土曜日のうち10
生を募集します。

救急車は正しく利用しましょう！

人吉下球磨消防組合管内の救急出動件数は、年々増加
の一途をたどり、平成17年中の救急出動件数は2103件と
なり、2千件を超えました。その内、約3割は軽傷（入
院の必要なし）です。

救急車の出動要件は消防法により次のように定められ
ています。

- ①災害により生じた事故
- ②屋外又は公衆の出入りする場所において生じた事故
- ③屋内において生じた事故又は生命に危険を及ぼし、若
しくは著しく悪化するおそれがあると認められる症状
を示す疾病で医療機関へ搬送するための適当な手段が
ない場合

以上のような傷病者のうち、医療機関、その他の場所
へ緊急に搬送する必要があるものとなっています。

救急車は、けがや急病などで緊急に病院へ搬送しなけ
ればならない傷病者のためのものです。緊急でないのに
救急者を要請すると、一刻を争う傷病者への出動が遅れ
る場合もあります。緊急性がなく自分で病院に行ける場
合は、自家用車又は公共交通機関等を利用してください。
ベッド又は車椅子での搬送が必要で緊急でない場合は、
消防組合認定の民間患者搬送事業者（応急手当適任証を
取得した乗務員が対応）（有料）を利用されることをお
すすめします。

**本当に救急車を必要とする人のために救急車の適
正利用にご協力ください。**

【問合せ先】
中央消防署 救急課
☎22・5241



日間
○時間

- 9時～16時（6日間）
- 9時～16時30分（4日間）

○会場 人吉球磨能力開発セ
ンター パソコン教室

○内容 応用編
ワード（ポスター、宛名ラベ
ル作成等）・エクセル（顧客
管理、売上管理、見積書作成
等）・インターネット・電子
メール・デジカメの活用

○募集人員 10名程度（定員
になり次第締切ります）

○受付開始 3月1日（水）

○受講料 9,000円（教
科書代4,000円を含む、申
込と同時に納入ください。）

【問合せ先】

職業訓練法人人吉球磨能力開
発センター
☎22・2475

就職活動へ踏み出そう ～若者チャレンジ サポート事業～

「就職活動へ踏み出す自信
がない」「仕事への意欲が持
てない」…こんな若者たちを
応援しようと、熊本県では、

「若者チャレンジサポート事
業」を実施しています。県か
らの委託を受けた「NPO法
人熊本県キャリアアコンサルタ
ント協会」が、電話やメール
相談のほか、職業訓練なども
行っています。ご家族から

の相談も受け付けていますの
で、お気軽にどうぞ。

ご相談は、電話096・
382・7155まで。月
金の9時半から16時半となっ
ています。

【問合せ先】
熊本県労働雇用課
☎096・383・1111

内線5224
FAX096・381・6970

訂正とお詫び

1月号の7ページに掲載
の成人者代表の写真で中村
友和さんの名前が間違っ
ていましたので、訂正して
お詫びします。

3月の行事予定

※変更になる場合もあります。

日	月	火	水	木	金	土
2 / 26	2 / 27	2 / 28	1	2	3	4
				◆ 社会保険出張相談 (受付9:00~11:30,13:00~14:30) 多良木町役場 ● 読書の日		◆ 断酒友の会 (午後7:00~9:00) 錦町総合福祉センター
5	6	7	8	9	10	11
◆ 健康ウォーキング大会 ● 家庭の日	◆ 母子健康手帳交付・母親学級 (受付9:20~9:20) 役場1階保健室) ~11:00まで ● 総合体育館 ふるさと館休館日	◆ 椿の会 (午後2:00~3:00) 吉田病院	◆ 院内断酒会 (午後2:00~3:30) 光生病院	◆ あすなろ会 (午後7:00~8:00) 多良木町保健センター ● 読書の日	◆ フレンド会 (11:00~) 人吉保健所 ◆ 心の健康相談 (受付14:00~事前予約) 人吉保健所	◆ 断酒友の会 (午後7:00~9:00) 錦町総合福祉センター
12	13	14	15	16	17	18
	相良中学校卒業式 ● 総合体育館 ふるさと館休館日			◆ 3ヶ月児健診・BCG接種 (H17.11.6~12.5生) (受付13:20~13:30) 総合体育館1階研修室 ◆ 社会保険出張相談 (受付9:00~11:30, 13:00~14:30) 多良木町役場 ● 読書の日		◆ 断酒友の会 (午後7:00~9:00) 錦町総合福祉センター ◆ 院内断酒会 (午後7:00~8:00) 吉田病院 ● 地域子育ての日
19	20	21	22	23	24	25
	◆ 母子健康手帳交付・母親学級 (受付9:00~9:20) 役場1階保健室) ~11:00まで ● 総合体育館 ふるさと館休館日 ● 地域パトロールの日	春分の日 ◆ 椿の会 (午後2:00~3:00) 吉田病院	◆ すこやか育児相談 (乳幼児総合発達相談) (午前10:00~) 人吉保健所	◆ あすなろ会 (午後7:00~8:00) 多良木町保健センター ◆ 幼児歯科健診 (受付13:20~13:30) 総合体育館1階研修室 ◆ 南・北小学校卒業式 ● 読書の日	◆ 心の健康相談 (受付14:00~事前予約) 人吉保健所	◆ 断酒友の会 (午後7:00~9:00) 錦町総合福祉センター
26	27	28	29	30	31	4/1
	◆ 断酒教室 (午後1:30~) 人吉保健所 ● 総合体育館 ふるさと館休館日	◆ 6ヶ月児育児学級 (H17.7~8月生) 受付9:30~9:45 (11:30終了)	◆ すこやか育児相談 (乳幼児総合発達相談) (午前10:00~) 人吉保健所 ◆ 乳幼児精神発達相談 (役場へ事前予約) 人吉保健所	◆ あすなろ会 (午後7:00~8:00) 多良木町保健センター ● 読書の日		

平成17年度自衛隊
入隊予定者合同
壮行会のご案内

○日時 3月12日(日) 午前10時開演

○場所 あさぎり町須恵文化ホール

○第2部 (11時~)

第8特科連隊(北熊本駐屯地) 太鼓部による、太鼓演奏

*入場無料ですので、どなたでも入場できます。太鼓に興味・関心のある方一度8特太鼓の演奏を聴いてみませんか。

【問合せ先】人吉募集事務所
☎ 22・4704

人吉下球磨消防組合
出初式
「消防メモリアル
フェスタ2006」

○日時 平成18年3月5日(日) 午前9時~11時30分

○場所 人吉市下林町1番地 人吉下球磨消防組合

○内容

- 《第1部》式典
- 《第2部》展示訓練
- 《第3部》職員意見発表
- 《第4部》表彰

【問合せ先】人吉下球磨消防組合 消防本部 企画教養課
☎ 22・5241

串山しづ子の 押し花グループ 作品展

初心者からインストラクターまでの幅広い作品が会場いっぱいに並びます。昨年より素晴らしく見ごたえがあり、この1年の上達ぶりを見ていただけたと思いますので、ぜひご観覧ください。

【展示場所】ふるさと館（茶湯里となり）

【展示期間】3月 1日（水）～
3月30日（木）

【休館日】3月6・13・20・27日

【開館時間】午前10時～午後4時

【観覧料】無料

【お問合せ】相良村教育委員会
☎35-0090



2月・3月は「ひなまつり」 ～人吉球磨～

2月1日JR人吉駅前で「人吉球磨は、ひなまつり」のオープニングセレモニーが開かれました。

ひとよし・くま旬夏秋冬キャンペーンの一環で、今年も柳瀬の専徳寺、人吉の石野公園、錦町の神城文化の森「福助館」、九日町・五日町おひな通り、鍛冶屋町通りがひなめぐりの会場となります。

3月31日までの2ヶ月間、開催されます。



まつりの開幕を祝って出席者全員で風船を飛ばしました。

相良村の人口と世帯

（1月末現在）

世帯数 1,699世帯（2）

男性 2,636人（△3）

女性 2,967人（1）

合計 5,603人（△2）

（ ）内は、先月末との差

坂本 幹雄（下四浦）
平川 洋子（中四浦）
高沢 招喜（松馬場）
西 藤六（上園）
溝口 正二（中四浦）
宮原 キヌ（上園）
市岡 利道（新村）
先田 秀美（並木野）
橋口トヨカ（新村）

（寄付者）

（区名）

香典返し（1月分）

（相良村社会福祉協議会へ）

（敬称略）

編集後記

人吉球磨はひなまつり一色で、いろいろなお雛様が観光客の目を楽しませてくれます。
人形も人と同じで、顔もそれぞれ違ってよく見比べてみるとおもしろいですが、「いろいろな人が来るな」と、お雛様の目も楽しませてくれるかもしれませんね。
(K・T)